

申込みはオンライン申請から <申請期間は11月6日(金)0:00~12月7日(月)23:59>

市内の小学校または義務教育学校に在籍する1年生から6年生で、就労や疾病等により保護者が昼間家庭にいない児童が対象です。

オンライン申請はこちらから▶

オンライン申請ほか、募集要項や
申請書類のダウンロードが可能です。



<オンライン申請が使用できない場合>

※窓口申請、要事前予約
11月30日(月)~12月5日(土) 9:30~17:00 (12:00~13:00除く)
の期間に必要書類を持参(市役所別館3階 大会議室にて)
※来所には事前予約が必要です。(11月16日(月)10:00 予約開始)

<募集要項配布場所>

市役所(別館3階 次世代育成課)、支所、各留守家庭児童会の教室、
市内小学校園、市内保育施設 など(ウェブサイトにも掲載)



令和8年度 多子世帯学校給食費助成事業(第3子以降の中学生対象)

【問合せ】食育・給食課

市独自の子育て支援策として、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立中学校(義務教育学校後期課程を含む)に在籍する第3子以降の中学校給食費を助成します。なお、小学生については、今年4月から小学校給食費が完全無償化となったため、申請対象外となります。

<申請期日> 12月28日(月)

<申請方法> オンラインまたは食育・給食課窓口にて

※窓口申請は平日9:00~17:30

※助成の要件や申請時に必要なものなど、

詳しくは市ウェブサイト参照

▲詳しくは
こちらから

令和9年度 就学予定児童の就学時健康診断と入学説明会のご案内

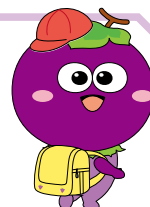
令和9年4月から小学校(または義務教育学校前期課程)に入学するお子さん(令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれ)が対象です。案内はがき(10月送付済み)が届かない・紛失したなどの場合は問い合わせください。

<就学時健康診断>

- ◆指定された場所(学校)・健診日に受診してください。※受付終了時間までに来場
- ◆転居予定の場合でも、住民異動届を出すまでは指定校で受診してください。
- ◆指定日に受診できない場合は、学校教育課へ連絡してください。

<入学説明会>

- ◆指定日に参加できない場合は、就学予定校へ連絡してください。



他校区からの「はびきの埴生学園」(小規模特認校)への入学申請期間は11月2日(月)~12月2日(水)

羽曳野市は、小規模特認校制度を実施しています。次の就学の条件を満たす人は、希望により、校区外から通学することができます。

<校区外の人が就学できる条件>

- ◆羽曳野市内に居住していること
- ◆はびきの埴生学園の教育活動を理解・賛同し、協力できること
- ◆保護者の責任と負担において児童・生徒を通学させることが可能なこと
- ◆原則として卒業までの間、通学すること
- ◆入学は原則として、毎年4月1日です。

<受け入れ学年・人数>

※期間後も定員に満たない学年は延長の場合あり

新1年生	5人程度
新7年生(中学1年生に相当)	10人程度

- ・募集定員を超えた場合は公開抽選により決定
- ・兄弟がはびきの埴生学園に在籍している場合は優先枠あり

<校区外の人の手続き>

入学を希望する人は、必ず学校見学を済ませてから、学校教育課へ「就学指定校変更申請書」(学校教育課で配付)を提出してください。

就学援助費(新入学用品費)の早期支給申請期間は12月1日(火)~28日(月)

早期(令和9年2月中旬)に支給を希望の人は申請してください。(詳細は広報12月号、市ウェブサイト参照)

対象者	羽曳野市立の小・中学校(義務教育学校を含む)へ入学・進級予定児童生徒の保護者で、次の①②全てに該当する人 ①申請時に羽曳野市に在住し、また令和9年4月より羽曳野市が設置する学校に就学予定の児童生徒の保護者 ②令和8年12月末現在「令和8年度 就学援助制度」の受給認定者、若しくはその受給資格に該当する人
支給額	小学校64,300円(予定)、中学校81,000円(予定) ※支給時期:令和9年2月中旬
申込	12月1日(火)~28日(月)に、オンラインもしくは学校教育課窓口にて申込み(窓口は平日のみ) ※申込時、①振込先がわかるもの(通帳など)、②認定資格を証明するもの(※受給認定者は不要)が必要

【問合せ】学校教育課 ☎ 072-947-3907(直通)